

共同生活援助 チェリッシュ名古屋 GH 令和7年度 地域連携推進会議 議事録

●日時

令和8年1月18日 日曜日 10:00~12:30

●開催地

グループホーム元植田

●参加者

管理者1名、相談支援員1名、世話人1名、地域代表1名、利用者家族1名、利用者4名

●会議内容

1.出席者自己紹介

2.グループホームの説明

- ・グループホームとは何か

障害者グループホームは、「共同生活援助」とも呼ばれ、障害のある方が地域社会で自立した生活を送るための住まいを提供する福祉サービスです。一般の住宅（アパートや一戸建てなど）で、世話人や生活支援員のサポートを受けながら、他の利用者と共同生活を送ります。

【サービス概要】

目的: 障害のある方が地域で安心して暮らし、社会的孤立を防ぎ、生活の不安を軽減することを目指します。

支援内容: 食事や入浴、排せつなどの日常生活上の支援、金銭管理の補助、相談対応など、個人のニーズに合わせたサポートが提供されます。夜間も職員が常駐または巡回する場合があります。

対象者: 身体障害、知的障害、精神障害、または難病のある方で、支援を受けながら共同生活が可能と判断された方が対象です。

【費用の負担】

障害者総合支援法に基づくサービスのため、比較的経済的な負担を抑えて利用できます。

サービス利用料: 原則1割の自己負担ですが、世帯収入に応じて月額の負担上限額が設定されています（生活保護世帯や住民税非課税世帯は自己負担なし）。

その他の費用: 家賃、食費、光熱費、日用品費などは利用者負担となります。ただし、家賃については月額最大1万円の補助金（国からの補足給付）が出る場合があります。

食費の収入が食材費の支出を上回ることがないように、毎月收支を確認しています。

【グループホームの種類】

提供される支援体制によって、主に以下の4種類に分けられます。

介護サービス包括型: 日常生活全般にわたる介護サービスをスタッフから受けられます。

外部サービス利用型: 夜間などはスタッフが配置されますが、日中の介護サービスは外部の事業所を利用します。

日中活動サービス支援型: 日中も職員を配置し、手厚い支援が必要な重度の障害のある方などが対象となります。

サテライト型: 本体となるグループホームの近くにあるアパートなどで、一人暮らしに近い形で生活しながら、本体のホームの支援を受けます。

障害者グループホームは、障害のある方にとって、地域で自立した生活を送るための重要な選択肢の一つです。

3.障害の説明

- ・知的障害・精神障害とはどういうものなのか

【知的障害とは】

知的障害は、主に以下のような特徴を持つ発達期の障害です。

定義: 発達期（おおむね18歳まで）に現れる知的機能（理解、記憶、推論など）の明らかな制限と、日常生活への適応能力の障害を伴う状態です。

発症時期: 生まれつき、または18歳未満の発達期に発症します。

特性: 全般的な知的能力の低さが生涯にわたって継続し、根本的な治療で完治することはできませんが、適切な支援により生活の質を向上させることができます。

関連法規・手帳: 「知的障害者福祉法」などに基づき、主に「療育手帳」が交付されます（法律上の明確な定義規定はありません）。

【精神障害とは】

精神障害は、精神疾患によって引き起こされる機能障害を指します。

定義: 精神疾患（統合失調症、うつ病、不安症、依存症など）により、思考や感情の調節に不調が生じ、日常生活や社会生活に支障が出ている状態です。

発症時期: 多くは思春期以降に発症しますが、その限りではありません。

特性: 薬物療法や心理療法などの治療によって症状の改善や回復が期待できます。

関連法規・手帳: 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（精神保健福祉法）に基づき、主に「精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。

4.虐待防止・BCP（業務継続計画）等、講じている内容の説明

毎月虐待防止・身体拘束・感染症予防・非常災害対策・BCP委員会会議を開催。

年に二回、防災訓練、BCP訓練・研修を実施。（会議録公開）

事故・ヒヤリハットが発生した時は報告書を提出してもらい、当該事業所の全職員に回覧。
(報告書公開)

5.地域の方々とどう関わっていくか

- ・毎年小学校で夏祭りや運動会が開催されている。人混みが苦手な方もいるので、希望者だけでも参加させていただく。
- ・グループホームの建物が一軒家の借家で、表札も個人の名前が書かれており、なかなか障害者のグループホームだと気づきにくい。今回、町内会長様のご参加により、認知していくだく良いきっかけとなった。
- ・元植田はシャイな利用者が多いが、通所時等に地域の方と出会った時は、積極的に挨拶をするよう促す。地域の方にもなるべく声をかけていただくようお願いする。

6.災害時の対策等について話し合い

避難場所の認識に相違があったことが発覚。

植田中央公園に避難するつもりでいたが、まずはコミュニティーセンターへ行く。コミュニティーセンターに滞在できない場合は、植田小学校の体育館へ。教室は基本的に解放されていないとのこと。

体育館では町内全ての世帯が過ごせるスペースがないので、住居に倒壊などの被害がなく、安全が確認できた場合は、グループホームにとどまる。

小学校隣の植田中学校には救護所が設置される。怪我がある場合は中学校へ。

付近の応急給水施設のマンホールがある位置も確認できた。

災害発生時、グループホームにいた場合は職員がいるので避難対応できるが、事業所への行き帰りや外出中で一人の場合は本人による判断が難しい。緊急連絡カードを持たせ、災害時一人の場合は、近くにいる人にカードを見せて職員と連絡を取ってもらう。

7.その他

- ・障害区分の認定を受け、その区分によって介護報酬が変わる。
- ・食事は職員の手作り。利用者から頂く食費が、食材費を上回ることのないように、毎月収支を出して記録している。

8.質疑応答

①職員「グループホームへの苦情等はないか。」

地域代表「苦情は聞いたことがない。そもそもここにグループホームがあることを知らない方が多いかもしれない。」

②地域代表「災害時の備蓄品はあるか。」

職員「国から定められている、(利用者数+職員数) × 3 日分 (9 食) 以上の食料、飲料水を備蓄している。他にも簡易トイレ、懐中電灯、ラジオ、電池等、災害時に必要な物を玄関

付近に備蓄している。

③利用者家族「GH 入居者の年齢制限はあるのか。」

職員「基本的に 65 歳から介護保険への移行となるが、60 歳までに障害福祉サービスの利用があり、本人が望み、居住区に認められれば、そのままグループホームで生活することができる。但し、医療的な処置が必要になった場合や、介護の度合いが高くなり、適切な支援を提供することが難しくなった場合は、ご本人・ご家族と相談し、状況にあった施設を探し、転居していただく場合もある。

●住居訪問

桜並木→梅が丘→大根公園（はりなの森は 12/30 に訪問済）